

外国人材地域共生推進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、外国人材の地域定着や地域共生を支援するため、第3条に掲げる事業を実施する監理団体、登録支援機関、外国人材受入事業者及び外国人材の受入れ又は支援を継続的に行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県商工労働部補助金交付要項（以下、「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における監理団体、登録支援機関とは、次のいずれかに該当する者であって県内に事務所を有する者とする。

- (1) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に規定する監理団体の許可を受けた者。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する登録支援機関の登録を受けた者。

2 この要領における外国人材受入事業者とは、外国人材を雇用する事業者であって県内に事業所を有する者とする。なお、複数の事業者が共同で事業を実施する場合、それぞれの事業者が個別に要件を満たすものとする。

3 この要領における外国人材の受入れ又は支援を継続的に行う団体とは、外国人材の受入れ又は支援を主たる目的として継続的に実施する、営利を目的としない団体（商工会議所、国際交流協会、農業協同組合等）であって、県内に事業所を有する者とする。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる取組みであって、営利を目的としないものとする。

- (1) 県内の事業所で就業する外国人材を対象に行う日本語能力向上研修事業であって、日本のルール及びマナーを学ぶ研修を必ず含むもの。

ただし、対象となる外国人材は以下のいずれにも該当する者であること。

- ア 外国人材の参加が3名以上あること。
- イ 県内の事業所で就業していること。
- ウ 参加外国人の半数以上が、技能実習生または特定技能外国人であること
- エ 日本語能力水準について受講者の半数がN3以下であること。

- (2) 地域の文化、伝統行事の体験事業・日本人社員や地域住民との交流事業への支援

- ① 文化・伝統行事、自然体験等に関するレクリエーション活動であって、特に県内で働く外国人材が熊本県の魅力を体験することができると知事が認めるも

の。ただし、対象となる外国人材は以下のいずれにも該当する者であること。

ア 外国人材の参加が3名以上あること。

イ 県内の事業所で就業していること。

ウ 参加外国人の半数以上が、技能実習生または特定技能外国人であること

② 地域住民と交流し、触れ合うことができる行事を企画し、又はこれに参加する事業であって、特に県内で働く外国人材が地域住民との交流を深めることができることと知事が認めるもの。ただし、対象となる外国人労働者は以下のいずれにも該当するものであること。

ア 外国人材の参加が3名以上あること。

イ 県内の事業所で就業していること。

ウ 参加外国人の半数以上が、技能実習生または特定技能外国人であること

2 一団体あたりの補助対象期間は、3年間とする。

3 第1項第1号に掲げる日本語能力向上研修事業については、業務の一環として実施されるものであること。

4 第1項第1号に掲げる事業と、同項第2号に掲げる事業を組み合わせる実施することができる。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、交付決定の日から令和9年(2027年)2月12日とする。

(交付額の算定)

第6条 補助金の交付額は、別表1の補助対象経費の実支出額の2分の1とし、上限額は20万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第4項の規定により事業を組み合わせる実施する場合であっても、補助金の交付額の上限は、一の補助事業者につき20万円とする。

3 補助対象事業に、入場料、参加料、売上金等の当該事業収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

4 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 要項第3条第2項第1号に規定する事業計画書は、様式1によるものとする。

2 規則第3条第2項第4号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 誓約書(様式2)

(2) 補助事業者の概要がわかる書類(パンフレット等)

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 補助対象経費の30%を超える減額を行う場合。

(2) 補助事業の内容に著しい変更が生じた場合。なお、次に掲げるような軽微な変更については、この限りではない。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

2 要項第5条第2項に規定する事業変更計画書は、様式3によるものとする。

(実績報告)

第9条 要項第9条第2項第2号のその他知事が必要と認める書類(実績報告書に添付すべき書類)は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式4)

(2) 事業実施のために支出を行ったことを証する書類の写し

2 実績報告書及びその添付書類の提出期限は、要項第9条第3項の規定にかかわらず、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定年度の2月12日のいずれか早い日とする。

附 則

この要領は、令和7年(2025年)8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)5月19日から適用する。

別表

補助事業の内容	補助対象経費
第3条第1項第1号 日本のルールやマナーを学ぶ研修を含む、県内の事業所で就業する外国人材を対象に行う日本語能力向上研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金 講師等謝金 ・旅費 講師等旅費、交通費 ・事業経費 教材の購入費及び印刷費、消耗品費、会場使用料、委託して事業を行う場合の委託料等、チラシの作成費等 ・その他知事が必要と認める経費
第3条第1項第2号 地域の文化、伝統行事の体験事業・日本人社員や地域住民との交流事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金 講師等謝金 ・旅費 講師旅費、交通費 ・事業経費 教材の購入費及び印刷費、消耗品費、会場使用料、会場への入場料、イベントの参加料、レンタル料、会場までの交通費（借上バス代）等 ・その他知事が必要と認める経費

(注) 人件費、飲食費、宿泊費、電話代及びインターネット利用料金等の通信費、各種添付書類の発行手数料、振込等手数料（代引手数料を含む。）、公租公課（消費税及び地方消費税等）等の経費は対象外とする。